# 【2024.5.1 発信 VOL.83】

\_\_\_\_\_

「進藤金日子メールマガジン」は、ホームページにて配信の申し込みをして頂いた方、名刺交換をさせて頂いた方、報告会等に参加頂いた方等に無料で配信させて頂いています。 VOL.83 は、以下の内容でお届けします。

- 農政の憲法「食料・農業・農村基本法改正案」の審議について
- 鳥獣被害対策推進会議について
- 食料・農業・農村政策審議会企画部会について
- 林政審議会について
- 「農村プロデューサー養成講座」について
- 各種講演、国政報告を精力的に実施
- 活動状況(2024.4.1~2024.4.30)

\_\_\_\_\_

- 農政の憲法「食料・農業・農村基本法改正案」の審議について 参議院議員の進藤金日子です。
- ・5月に入り、水田の代掻き、田植え、畑の耕うん、作物の播種、植え付け等農作業も本格化してまいりました。大型連休前半、日本列島は高気圧に覆われ、各地で気温が上昇し、夏到来の暑さとなりました。我が国の四季は失われつつある気がしてなりません。季節外れの大型台風の襲来、梅雨期の豪雨に加えて最近頻発している地震への備えなど、常日頃から自然災害への対応を万全なものにしておく必要があります。
- ・国会では、3月26日、衆議院本会議において農政の憲法といわれる「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案」の趣旨説明とこれに対する質疑が行われました。その後、衆議院農林水産委員会で審議が行われ、4月18日に原案を修正の上で可決され、12項目からなる「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」が議決されました。そして、4月19日の衆議院本会議で可決され、衆議院を通過しました。
- ・4月26日、参議院本会議で同法案が審議入りし、坂本農林水産大臣による趣旨説明と質疑が行われました。本法案は「重要広範議案」であり、質疑に当たっては、岸田総理からの答弁もありました。連休明けからは参議院農林水産委員会での審議が本格化します。
- ・衆議院での審議では、食料安全保障に対する考え方や食料自給率の位置付け、農業者の所得確保の在り方、担い手対策等が論点となりました。参議院においては、基本法の性格、つまり「国の制度・政策に関する理念や基本方針を示すとともに、それに沿った措置を講ずべきこと定めている」ことを踏まえ、参議院らしい更に充実した審議を期待したいと思います。特に、農林水産委員である同志の宮崎雅夫議員の奮闘にご期待いただきたいと思います。
- ・連休後半にかけても夏日が予想されており、皆様方におかれましては、熱中症に十分注意 していただき、くれぐれも健康にご留意の上、ご自愛願います。
- ※食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議は、以下のアドレスから参照できます(衆議院ホームページ)。

 $\frac{\text{https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\_rchome.nsf/html/rchome/Futai/nousui94EC8A12F3}}{\text{A}40B4049258B03002A7A3A.htm}$ 

※食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案委員会修正要旨は、以下のアドレスから 参照できます(衆議院ホームページ)。

 $\frac{https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\_rchome.nsf/html/rchome/Horitsu/Shuseinousui9733}{85F0444B8E7449258B030029F0B6.htm}$ 

### ■ 鳥獣被害対策推進会議について

- ・4月15日、関係省庁(農林水産省、環境省、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、 防衛省、警察庁)による「鳥獣被害対策推進会議」が開催されました。
- ・推進会議では、① 鳥獣被害の現状と対策について(農林水産省)、② クマ類による被害防止に向けた対策について(環境省)、③ 銃砲刀剣類所持等取締法改正案について(警察庁)、議論が行われました。
- ・この中で「クマ類による被害防止に向けた対策方針」(第3回クマ類保護及び管理に関する検討会で決定、令和6年2月8日)のポイントとともに、この対策方針を踏まえた「クマ対策施策パッケージ」(環境省、農林水産省、林野庁、国土交通省、警察庁)が示されました。
- ・クマ類は「指定管理鳥獣」(都道府県等が捕獲等により集中的かつ広域的に管理する鳥獣) に指定(絶滅のおそれのある四国の個体群を除く)されました。クマ対策については、国民 の安全・安心とクマ類の地域個体群の維持の両立を図る観点から、各省庁が連携して効果的 な取組を推進する必要があります。

※詳細は、以下のアドレスから参照できます(農林水産省ホームページ)。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hourei/h\_horitu/suisin\_kaigi.html

# ■ 食料・農業・農村政策審議会企画部会について

- ・4月18日、農林水産省は、食料・農業・農村政策審議会企画部会を開催しました。
- ・部会では、「令和5年度食料・農業・農村白書概要(案)」について議論が行われました。

食料・農業・農村白書概要(案)では、特集のテーマが「食料・農業・農村基本法の検証・ 見直し」となっています。①現行基本法の見直しの経緯、②制定後の情勢変化と今後 20 年を 見据えた課題、③見直しに向けて、がまとめられており、わかりやすい内容となっています ので、時間がある方は是非ご覧ください。

※詳細は、以下のアドレスから参照できます(農林水産省ホームページ)。

https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/bukai/240419.html

#### ■ 林政審議会について

- ・4月18日、林野庁は「林政審議会」を開催しました。
- ・林政審議会では、①森林整備保全事業計画の策定について、②令和5年度森林及び林業の動向(案)及び令和6年度森林及び林業施策(案)について議論が行なわれました。令和5年度の森林・林業白書概要(案)では、特集のテーマが「花粉と森林」となっており、国民の関心が高い花粉症対策について大きくページを割くこととなっています。
- ※詳細は、以下のアドレスから参照できます(農林水産省ホームページ)。

# https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/240418.html

### ■ 「農村プロデューサー養成講座」について

- ・4月26日、農林水産省農村振興局は、"地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いを汲み取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートする人材"すなわち「農村プロデューサー」を養成する入門コースの申込を開始しました。
- ・入門コースは、地域づくりに造詣の深い方々を講演者として招き、農山漁村地域における 創意工夫にあふれる地域づくりのプロセスの習得を目的としています。地域づくりに関心の ある方ならどなたでも参加可能でオンラインで全6回の講義が無料で受講できます。

※詳細は、以下のアドレスから参照できます(農林水産省ホームページ)。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/course/index.html

### ■ 各種講演、国政報告を精力的に実施

- ・4月16日、自民党本部で開催された「自民党女性局主催の第22回政策ミーティング」で「食料安全保障と食料・農業・農村政策の展開方向」と題してリモートで講演を行いました。・①適正な価格形成、②食品ロス削減と食品表示、③食育と学校給食の3テーマを設けて現状と今後の方向について講演を行い、全国の女性地方議員など多くの方々に参加して頂きました。また、講演後、多くの方々から質問があり、関心の高さを実感しました。引き続き、
- 内容について深堀りした議論を重ね、更に実効性の高い政策の実現に繋げていきたいと思います。
- ・4月26日、鹿児島市で開催された、(公社)土測協鹿児島県部会第27回通常総会において、「食料・農業・農村政策と土地改良事業の展開方向について」と題して、食料・農業・農村基本法の改正内容や改正法における農業農村整備事業の位置付け、調査設計業務の積算基準等の主な改訂内容について講演を行いました。
- ・4月27日、与論町で開催した国政報告会において、「食料・農業・農村政策と土地改良事業の展開方向について」と題して、食料・農業・農村基本法の改正内容や改正法における農業農村整備事業の位置付け、積算基準等の主な改訂内容について講演を行い、また、与論島の水確保のあり方等について意見交換を行いました。